

埼玉県警察本部訓令第19号

埼玉県警察管区機動隊の編成等に関する訓令を次のように定める。

昭和45年6月5日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察管区機動隊の編成等に関する訓令

(概要)

管区機動隊の編成等に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第3号）に基づき、埼玉県警察管区機動隊の

- 編成
- 運用
- 教養訓練

等について定めている。